

2020年6月5日

株 主  
大阪市 御中

大阪市西区九条南一丁目12番62号  
**大阪市高速電気軌道株式会社**  
代表取締役社長 河井 英明

### 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2020年6月24日（水曜日）13時30分  |
| 2. 場 所          | 大阪市西区九条南一丁目12番62号<br>当社 本社1階大会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第3期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役12名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査役1名選任の件  |

以 上

- |  |
|--|
| ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。 |
| ◎ 会場において新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じる場合もございますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。   |

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大阪市内及びその周辺において、公共性の高い地下鉄事業を中心に事業展開を行っており、今後、地下鉄事業以外の新たな柱となる事業の創出、公営企業から成長を追求する株式会社への変革を推進するとともに、「地下鉄事業 株式会社化（民営化）プラン」にもとづき配当を行うことといたします。

これにより、配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の23.81%相当として、普通株式1株につき689円とさせていただきたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金689円

総額6,460,490,491円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「Osaka Metro Group 2018～2025 年度 中期経営計画」において、MaaSやデジタルマーケティング事業を推進していくこととしており、オンデマンドバスやタクシー、データの利活用など、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の追加を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業 （新 設）</p> <p>(2) 鉄軌道施設の建設及び改良</p> <p>(3) 鉄軌道施設、建物等の清掃及び保守管理 （新 設） （新 設）</p> <p>(4) 広告業</p> <p>(5) 動産及び不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</p> <p>(6) 光ファイバーケーブルの賃貸</p> <p>(7) 飲食店及びホテルの経営</p> <p>(8) 食料品、飲料水、酒類、がん具、書籍、衣料品、日用品雑貨等の販売</p> <p>(9) 保育所、託児所及び高齢者福祉施設の経営</p> <p>(10) その他前各号に附帯又は関連する一切の業務</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 軌道法及び鉄道事業法に基づく運輸業</p> <p><u>(2) 旅客自動車運送事業</u></p> <p><u>(3) 鉄軌道施設の建設及び改良</u></p> <p><u>(4) 鉄軌道施設、建物等の清掃及び保守管理</u></p> <p><u>(5) 情報処理及び情報提供サービス業</u></p> <p><u>(6) 旅行業</u></p> <p>(7) 広告業</p> <p><u>(8) 動産及び不動産の売買、仲介、賃貸及び管理</u></p> <p><u>(9) 光ファイバーケーブルの賃貸</u></p> <p><u>(10) 飲食店、ホテル及びレジャー施設の経営</u></p> <p><u>(11) 食料品、飲料水、酒類、がん具、書籍、衣料品、日用品雑貨等の販売</u></p> <p><u>(12) 保育所、託児所及び高齢者福祉施設の経営</u></p> <p><u>(13) その他前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営課題への対応をより適切に推進するため、取締役2名を増員することとし、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	かわい ひであき 河井 英明 (1954年9月1日生)	1977年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 入社 2012年6月 同社 常務取締役(経理・財務担当) 2013年4月 同社 常務取締役 (経理・財務担当、全社コストハズースプロジェクト担当) 2014年4月 同社 代表取締役専務 (経理・財務担当、全社コストハズースプロジェクト担当) 2017年6月 同社 顧問 2018年4月 当社 代表取締役社長【現任】
2	にしくち すずむ 西口 進 (1957年11月30日生)	1980年4月 大阪市採用 2005年11月 大阪市交通局 自動車部長 2009年9月 同 総務部長 2012年4月 同 理事兼鉄道事業本部長、総務部長 2012年6月 同 理事兼鉄道事業本部長 2012年8月 同 理事兼鉄道事業本部長、民営化推進室長 2012年11月 同 民営化推進室長 2016年4月 同 経営管理本部長 2018年4月 当社 常務取締役 2019年6月 同 代表取締役専務取締役(経理部担当)【現任】

3	<p>ありま ひろひさ 有馬 宏尚 (1959年10月10日生)</p>	<p>1982年4月 大阪市採用 2006年4月 大阪市交通局 経営企画担当部長 2009年4月 同 職員部長 2009年9月 同 自動車部長 2012年6月 同 総務部長 2013年4月 同 事業管理本部総務部長兼営業部長 2013年7月 同 事業管理本部総務部長 2014年4月 同 経営管理本部総務部長兼調達部長 2015年4月 同 経営管理本部総務部長 2016年4月 同 民営化推進室長兼監査室長 2017年7月 同 民営化推進室長兼自動車部長 2018年4月 大阪シティバス株式会社 代表取締役会長 2019年6月 当社 取締役【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) 大阪シティバス株式会社 代表取締役社長</p>
4	<p>なかむら かずひろ 中村 和浩 (1962年2月13日生)</p>	<p>1985年4月 大阪市採用 2009年4月 大阪市交通局 経営企画担当部長 2011年4月 同 鉄道事業本部運輸部長 2018年4月 当社 取締役 2019年6月 同 常務取締役(鉄道事業本部長)【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社スロットKANSAI 代表取締役</p>
5	<p>にしのはじめ 西野 肇 (1966年8月10日生)</p>	<p>1992年4月 大阪市採用 2016年4月 大阪市交通局 経営管理本部職員部長兼民営化推進室企画担当部長 2017年7月 同 経営管理本部職員部長 2018年4月 当社 取締役 2019年6月 同 常務取締役(戦略本部副本部長、広報部、調達部、 人事部担当)【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) 大阪地下街株式会社 取締役</p>

6	まちの かずみち 町野 和道 (1958年3月23日生)	1980年4月 大阪市採用 2004年4月 同 港湾局副理事(株式会社ユー・エス・ジエイ派遣) 2006年4月 同 計画調整局都市プロモーション担当部長兼 広報報道室広報企画担当部長 2008年4月 同 情報公開室市民情報部長 2009年4月 同 政策企画室秘書部長 2011年4月 大阪地下街株式会社顧問 2011年6月 同 取締役副社長 2015年6月 同 代表取締役社長【現任】 2019年6月 当社 取締役(流通事業本部長)【現任】 (重要な兼職の状況) 大阪地下街株式会社 代表取締役社長 株式会社ドーチカ 代表取締役
7	いとう ひろゆき 伊藤 博幸 (1968年8月23日生)	1992年4月 大阪市採用 2018年4月 当社 鉄道事業本部統括部計画課長 2019年1月 同 鉄道事業本部統括部計画課長兼先端技術研究所課長 2019年1月 同 鉄道事業本部統括部計画課長兼交通企画課長、先端技術 研究所課長 2019年4月 同 鉄道事業本部計画部長 2020年1月 同 取締役(安全監理本部長)【現任】
8	【新任】 ほり もとほる 堀 元治 (1967年2月15日生)	1993年4月 大阪市採用 2018年4月 当社 鉄道事業本部工務部長 2019年1月 同 鉄道事業本部工務部長兼工務企画課長、先端技術研究所 部長 2019年4月 同 執行役員兼デジタルマーケティング部長 2019年6月 当社 執行役員 2020年4月 同 執行役員 次世代都市交通戦略本部長【現任】 (重要な兼職の状況) 株式会社大阪メトロサービス 取締役
9	【新任】 どひ たかゆき 土肥 孝行 (1960年3月28日生)	2000年4月 オリックス株式会社 入社 2018年4月 当社 理事兼経営戦略室新規事業開発部長 2018年8月 同 理事兼都市開発事業本部不動産事業部長 2019年3月 同 理事兼戦略本部副本部長、都市開発事業本部不動産事業 部長 2019年4月 同 執行役員 2020年4月 同 執行役員 都市開発事業本部長【現任】

10	<p>【新任】  <small>おおや まさし</small>  大矢 雅士  (1964年1月3日生)</p>	<p>1987年4月 大阪市採用  2013年4月 大阪市交通局 民営化推進室企画担当部長  2016年4月 同 鉄道事業本部鉄道統括部長兼民営化推進室鉄道事業担当部長  2018年4月 当社 鉄道事業本部駅務部長  2018年10月 当社 鉄道事業本部駅務部長兼都市開発事業本部えきまち事業部担当部長  2019年4月 当社 執行役員(広告事業担当) 【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況)  株式会社大阪メトロサービス 取締役</p>
11	<p><small>おく よしみつ</small>  奥 義光  (1949年8月24日生)</p>	<p>1974年4月 帝都高速度交通営団 入団  2000年3月 同営団 総合企画室長  2002年4月 同営団 理事(人事担当)  2004年4月 東京地下鉄株式会社 常務取締役(鉄道本部長)  2007年6月 同社 代表取締役副社長(社長補佐・鉄道本部長)  2011年6月 同社 代表取締役社長  2017年6月 同社 取締役相談役【現任】  2017年6月 ベトナム東京メトロ一人有限責任会社 会長【現任】  2018年4月 当社 社外取締役【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況)  東京地下鉄株式会社 取締役相談役  ベトナム東京メトロ一人有限責任会社 会長</p>

12	<small>いけじま けんじ</small> 池島 賢治 (1957年1月22日生)	1981年4月 大阪ガス株式会社 入社 2007年6月 同社 理事 エンジニアリング部長 2010年6月 同社 執行役員  社団法人日本ガス協会出向 2012年4月 同社 常務執行役員 ガス製造・発電事業部長 2012年6月 同社 取締役 常務執行役員 ガス製造・発電事業部長 2014年4月 同社 取締役 常務執行役員 導管事業部長 2016年4月 同社 取締役兼株式会社OGCTS取締役会長 2016年6月 同社 顧問兼株式会社OGCTS取締役会長 2018年4月 当社 社外取締役【現任】 2019年6月 株式会社森組 社外取締役【現任】 2020年4月 大阪ガス株式会社 参与【現任】  (重要な兼職の状況) 大阪ガス株式会社 参与 株式会社森組 社外取締役 公益財団法人 京都大学教育研究振興財団 監事 一般社団法人 日本エネルギー学会 理事 公益財団法人 関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団 評議員
----	---	--

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥義光氏及び池島賢治氏は社外取締役候補者であります。
3. 奥義光氏及び池島賢治氏を社外取締役候補者とした理由は、両名ともに、長年にわたって企業の経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つことから、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断したことによるものです。
4. 奥義光氏及び池島賢治氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。
5. 当社は、奥義光氏および池島賢治氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、当該役員の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。



第4号議案 監査役1名選任の件

監査役京極務氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<small>くろすみ かねひさ</small> 黒住 兼久 (1957年11月25日生)	1981年4月 大阪市採用 2004年4月 同 東京事務所長 2006年4月 同 経営企画室政策調査担当部長 2007年4月 同 財政局税財政企画担当部長 2009年4月 同 財政局財務部長 2011年4月 同 総務局理事兼人事部長 2012年4月 同 人事室長 2016年1月 同 政策企画室長 2018年6月 一般財団法人大阪市職員互助会理事長

- (注) 1. 黒住兼久氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 黒住兼久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 黒住兼久氏につきましては、2020年5月28日現在、就任の承諾を得ておりませんが、本総会当日までに承諾を得る予定です。
4. 黒住兼久氏の選任が承認された場合は、当社は、黒住兼久氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、黒住兼久氏の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

# 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

#### ①概況

当期における我が国経済は、第3四半期まで雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復基調が続いていましたが、第4四半期は、新型コロナウイルス感染症の影響等から先行き不透明な状況となりました。

このような状況下で、当社グループは、中期経営計画「Osaka Metro Group 2018-2025年度 中期経営計画」の実現に向け、「安全・安心の徹底強化と利便性向上」、「将来の成長に向けての仕込み」、「グループ経営基盤の強化」の3つのテーマを中心に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、前年度の自然災害からの反動増や都心回帰傾向の影響のほか、各種イベント企画などによる増収要素があるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンド・国内旅客の減少などにより営業収益は1,841億円（前期比1.1%減）となりました。

また、民営化に伴う不動産取得税や固定資産税などの税負担のほか、BRT運行費用の負担の増加などにより営業利益は352億円（前期比25.7%減）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は355億円（前期比20.1%減）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は271億円（前期比20.3%減）となりました。

#### ②「安全・安心の徹底強化と利便性向上」

##### 〈鉄道事業〉

可動式ホーム柵の整備として、2025年度までに全線全駅での設置を目指し、谷町線東梅田駅、堺筋線堺筋本町駅の2駅で運用を開始しました。

自然災害対策について、停電時対策として、弁天町変電所に大容量蓄電池を設置し、耐震対策として、御堂筋線江坂駅～東三国駅間、中央線朝潮橋駅などで柱補強及び落橋防止工事を実施し、大阪府北部大地震（2018年6月）での被害を受けて、高架部におけるサードレール脱落防止対策を実施しました。

セキュリティ対策として、テロ行為や犯罪に備え、駅構内に防犯カメラを129台設置し、車内防犯カメラを御堂筋線新車両（3列車）で導入しました。

利便性向上の取組みとして、昨年10月に消費税等の税率が8%から10%へ引き上げら

れた際、適正に消費税を転嫁したうえで、運賃の一部を据え置き、お客さまへの利益還元を行ったほか、多言語対応 WEB サイト「Osaka Metro NiNE」の開設やコンシェルジュの大幅な拡充を図り、乗換や目的地までの案内をサポートする AR ナビを活用したアプリ「Osaka Metro Group 案内アプリ」の配信を開始しました。

また、2024 年度までに全駅導入を目指し、社員を対象としたチケットレス改札の実証実験を開始しました。

#### 〈バス事業〉

既存路線バスの運行サービスの拡充として、3 系統で増便を実施したほか、深夜バス（地下鉄終電後）の試験運行を実施しました。

### ③ 「事業多角化の推進」

#### 〈リテール事業〉

地下空間を徹底活用し、お客様の利便性を高めるため、駅ナカにおいて、コインロッカーなどを増設したほか、心斎橋駅で新規店舗をオープンし、地下街において、「ホワイトいうめだ」の一部、2 期エリアの大規模リニューアル（バル街「NOMOKA」を含む新たな「食」ゾーン）をしたほか、コワーキングスペース「ONthe UMEDA」をオープンしました。

#### 〈都市開発事業〉

保有資産の徹底活用として、新築賃貸マンション（Metrosoa 弁天町・南森町）や南森町ビルの賃貸を開始しました。

#### 〈広告事業〉

将来の成長領域獲得に向け、14 駅でデジタルサイネージを新設したほか、御堂筋線梅田駅ホームに地下空間では世界最大となるパノラマビジョン（Umeda Metro Vision）を新設しました。

### ④ 「将来の成長に向けての仕込み」

地下空間の大規模改革として、お客さま・地域のみなさまからのご意見を集約し、社外の専門家を含めてブラッシュアップし、5 駅のデザインを決定しました。（うち、中津駅は工事完了）

夢洲開発については、大阪府市をはじめとする関係者と土地の確保に向けた協議を行うとともに、引き続き、事業構想立案を行ってまいります。

大阪府市が掲げるスマートシティ戦略に沿い「大阪都市型 MaaS 構想」を発表し、新たなモビリティへの変革として、グランフロント大阪と湾岸エリアで自動運転バスの実証実験を実施しました。

大阪の観光ニーズの高まりに応え、大阪の更なる活性化に寄与する新規事業として、恵美須町の物件を取得し、特区民泊事業に参入しました。

#### ⑤「グループ経営基盤の強化」

経営体制の強化として、機動的かつスピード感ある実行及び経営判断能力の強化を図るために執行役員制度を導入し、企業理念で掲げる「最高の安全・安心」をより強固なものとするため、安全監理部担当取締役を新設しました。

また、新規事業など事業多角化を推進するため、新たな専門部署の立ち上げや外部人材を積極的に採用しました。

発信力の強化として、Twitter (Osaka Metro【公式】)、YouTube (Metro News) を開設し、積極的な情報発信を行いました。

働き方改革・労働生産性向上の推進として、テレワークによる在宅勤務制度を試験的に導入しました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は 409 億円であります。

##### ①当連結会計年度中に完成した主な工事

バリアフリー設備新設工事（エスカレーター 1 駅 1 基）

ホーム柵設置工事（2 駅）

新造車両（御堂筋線 30 両）

駅グランドリニューアル（1 駅）

津波浸水対策工事

耐震補強工事

##### ②当連結会計年度継続中の主な工事

バリアフリー設備新設工事（エレベーター11 駅 15 基、多機能トイレ 1 駅）

ホーム柵設置工事（20 駅）

新造車両（御堂筋線 70 両）

駅グランドリニューアル（4 駅）

耐震補強工事

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達として、有利子負債の償還及び設備投資の資金等に充当するため、短期社債の発行および金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は 3,699 億 25 百万円となりました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、人口減少・高齢化などの従来からの環境に加えて、

自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大という予期せぬ変化により、テクノロジーの進化が加速し、社会のパラダイムシフトが起こることが予想されます。

一方、大阪・関西万博開催や統合型リゾート（IR）の誘致など、当社グループ沿線上に大きなビジネスチャンスが存在し、時代を先取りして最新技術の導入や業務の効率化を促進し、新たな事業形態への変革を加速できるか否かによって環境が大きく変わってきます。

このような状況を踏まえ、当社グループは、中期経営計画「Osaka Metro Group 2018-2025 年度 中期経営計画」の最初の2年で掲げた民間企業としての「経営基盤づくり」の完了から次の2年で掲げる「最高の安全・安心」に目途をつけるフェーズへと移行し、2020年度より2025年度に向けた成長戦略をより本格的に推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期は未だ見通せず、足許の事業環境が非常に厳しくなることが予想されますが、引き続き、経営基盤を強化し、交通インフラという社会的使命を果たしてまいります。加えて、財務健全性を確保したうえで、事業成長・事業多角化への挑戦として、デマンド型交通やデジタルマーケティング、未活用資産を含めた沿線開発を加速させていきます。

これらの取組みを通じて、当社グループを変革し、中長期の目指す姿である「交通を核にした生活まちづくり企業」の実現を目指してまいります。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第1期 2017年度	第2期 2018年度	第3期 (当連結会計年度) 2019年度
営業収益（百万円）	—	186,234	184,100
経常利益（百万円）	—	44,470	35,545
親会社株主に帰属 する当期純利益（百万円）	—	34,012	27,105
1株当たり当期純利益	—	3,627.40円	2,890.79円
総資産（百万円）	—	1,007,543	982,257
純資産（百万円）	—	523,402	536,206

②当社の財産及び損益の状況

区分	第1期 2017年度	第2期 2018年度	第3期(当期) 2019年度
営業収益(百万円)	—	164,533	161,560
経常利益(百万円)	△40	39,867	31,819
当期純利益(百万円)	△41	32,000	25,467
1株当たり当期純利益	△11,727.14円	3,412.75円	2,716.03円
総資産(百万円)	127,067	977,189	951,956
純資産(百万円)	133	509,353	522,119

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大阪シティバス株式会社	10百万円	65.33%	自動車運送業
株式会社大阪メトロサービス	50百万円	100.00%	地下鉄駅業務、乗車券発売の受託及び広告業
大阪地下街株式会社	80百万円	53.73%	地下街の管理及び賃貸

(7) 主要な事業内容及び事業所(2020年3月31日現在)

事業内容	主要な事業所または施設
鉄軌道事業	営業キロ 137.8km、駅数 133 駅、車両数 1,364 両
自動車運送業	車両数 577 両、営業所 7カ所
地下街の管理及び賃貸	ホワイティうめだ、なんばウォーク等

(8) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数 6,458[62]名

(注) 1. 市派遣者及び他社からの出向者を含み、外部への出向者を除く従業員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [ ] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
5,006 [17]名	49.0歳	28.1年

(注) 1. 市派遣者及び他社からの出向者を含み、外部への出向者を除く従業員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [ ] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

3. 平均勤続年数は、大阪市交通局における勤続期間を含み、大阪市の退職派遣者及び再雇用者を除いた従業員のものであります。

(9) 事業の譲渡等

該当事項はありません。

(10) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

2019年12月16日をもって、当社子会社である大阪地下街株式会社は、同社の子会社である株式会社ドーチカについて、保有する株式50.02%に加え、株式会社毎日ビルディング保有の株式49.98%を買い取り、完全子会社化しました。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	39,358
株式会社三井住友銀行	39,150
株式会社みずほ銀行	34,852
株式会社りそな銀行	32,004

2. 当社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 9,376,619株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 大株主 大阪市

3. 当社の取締役および監査役に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河井 英明	社業の統括 戦略本部長
代表取締役 専務取締役	西口 進	経理部担当 ・経営コスト削減推進
常務取締役	中村 和浩	鉄道事業本部長 株式会社スルッと KANSAI 代表取締役社長
常務取締役	西野 肇	戦略本部副本部長 人事部担当 大阪地下街株式会社 取締役
取締役	岡橋 和成	法務・総務部、グループ監査部担当
取締役	伊藤 博幸	安全監理部担当 ・グループ安全統括管理推進
取締役	有馬 宏尚	・バス事業統括 大阪シティバス株式会社 代表取締役社長
取締役	町野 和道	リテール事業部担当 ・リテール事業統括 大阪地下街株式会社 代表取締役社長 株式会社ドーチカ 代表取締役
取締役	奥 義光	
取締役	池島 賢治	
常勤監査役	京極 務	
監査役	山口 利昭	
監査役	小川 泰彦	

- (注) 1. 取締役奥義光氏および池島賢治氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役山口利昭氏および小川泰彦氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役小川泰彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



4. 2019年4月1日付けで取締役西野肇氏の分掌業務を戦略本部副本部長、人事部、リテール事業部担当といたしました。その後、2019年6月26日付けで戦略本部副本部長、人事部担当といたしました。
5. 2019年4月1日付けで取締役岡橋和成氏の分掌業務を法務・総務部、グループ監査部、リスク管理担当とし、2019年6月26日付けで法務・総務部、安全監理部、グループ監査部担当といたしました。その後、2020年1月1日付けで法務・総務部、グループ監査部担当といたしました。
6. 2019年6月26日開催の第2回定時株主総会において、有馬宏尚氏・町野和道氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。なお、同日付で有馬宏尚氏の分掌業務をバス事業統括担当とし、町野和道氏の分掌業務をリテール事業部、リテール事業統括担当といたしました。
7. 2019年12月9日付け臨時株主総会において、伊藤博幸氏が取締役に新たに選任され、2020年1月1日付けで就任いたしました。なお、同日付で安全監理部、グループ安全統括管理推進担当といたしました。
8. 社外取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、後記(4)①に記載しております。
9. 塩谷智弘氏、植林俊光氏は、2019年6月26日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役奥義光氏および池島賢治氏、監査役京極務氏、山口利昭氏および小川泰彦氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、当該役員の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	121百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (15百万円)
計	13名	146百万円

(注) 上記には、2019年6月26日開催の第2回定時株主総会の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	奥 義光	東京地下鉄株式会社 ベトナム東京メトロ一人有限責任会社	取締役相談役 会長
社外取締役	池島 賢治	株式会社OGCTS 大阪ガス株式会社 公益財団法人 京都大学教育研究振興財団 一般社団法人 日本エネルギー学会 公益財団法人関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団 株式会社 森組	取締役会長 顧問 監事 理事 評議員 社外取締役
社外監査役	山口 利昭	大東建託株式会社	社外取締役
	小川 泰彦	株式会社ノーリツ 株式会社大阪取引所	社外取締役(監査等委員) 社外監査役

(注) 社外役員の兼職先である上記法人と当社の間には、特別な関係はありません。

②当年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	奥 義光	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
	池島 賢治	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 17 回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	山口 利昭	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 14 回 (82%)、監査役会 14 回のうち 14 回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	小川 泰彦	当事業年度開催の取締役会 17 回のうち 16 回 (94%)、監査役会 14 回のうち 14 回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

#### 4. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	金額
報酬等の額	56 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67 百万円

(注) 上記合計額には、当社が会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制評価支援業務及び内部監査におけるC A A T s 活用支援業務について支払うべき対価を含めて記載しています。

#### (3) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

監査役は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に召集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性、その他職務の実施に関する状況を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に定めるいわゆる「内部統制システム」について、次のとおり方針を定めています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・ 内部統制システムを実効化する組織及び規則を整備する。
- ・ 取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 内部監査を所管する部門（以下「内部監査部門」という。）を設置し、職務執行が適正であるか、確認する。
- ・ 内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の早期発見及び是正を図る。
- ・ 財務報告の信頼性確保のための内部統制を整備する。

- (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制
- ・ 文書及び情報の取扱いに関する規則を定め、職務の執行にかかる文書及び情報を保存し、管理する。
  - ・ 取締役及び監査役は、いつでも、前項の文書及び情報を閲覧、謄写又は複写することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役は、各リスクの重大性を適切に評価した上で、リスク管理を行う。
  - ・ リスク管理担当取締役は、全社横断的にリスク管理状況のモニタリングを行う。
  - ・ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、速やかにリスク管理担当取締役に報告、関係各所に情報伝達し、適切な処置を講じる。
- (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ・ 合理的な経営判断及び全社的な経営課題の議論のため、「経営会議」を設置する。
  - ・ 職務執行に関する権限及び責任については、社内規則において明文化する。
  - ・ 業務が正確かつ効率的に行われる体制を整備する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ グループ会社から当社へ協議・連絡・報告を行う体制を整備する。
  - ・ グループ会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に把握する。
  - ・ グループ会社の業務が正確かつ効率的に行われる体制の整備を支援する。
  - ・ 当社の内部通報制度に、グループ会社の業務に関するものを対象に含める。
  - ・ 当社の内部監査部門において、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役を補助する事務局（以下、「監査役スタッフ」という。）を設置する。
  - ・ 監査役スタッフの職務分掌については、監査役会規則で定め、監査役スタッフに対する職務命令権者は監査役とし、監査役スタッフは、執行機関の使用人を兼ねることができない。
  - ・ 監査役スタッフの人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を得る。
  - ・ 監査役スタッフの勤務評価は、監査役が行う。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から監査役監査等に必要な資料の提供及びヒアリング要請を受けた場合、速やかに応じる。
- (8) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制
- ・ 取締役及び使用人は、自己もしくは他者の職務の執行について、監査役に報告することができる。
  - ・ 職務執行に関し重大な法令・定款違反等の事実を把握したときは、監査役に報告しなければならない。

- ・ 内部通報の内容は監査役に通知し、調査結果を監査役に報告しなければならない。
  - ・ 監査役は、職務執行に関する事項など聴取することができる。
- (9) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及びグループ会社は、使用人等が監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- (10) 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
- ・ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用又は債務を負担することとし、監査役は、職務の執行について生ずる費用又は債務を事前に当社に通知する。
- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査部門、会計監査人との間において、連携を図る。
  - ・ 監査役は、外部の専門家に相談し、助言を得ることができる。

#### 【当社における基本方針の運用状況】

当社における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

引き続き、内部統制システムの充実と、適切な運用に努めてまいります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制
- ・ 「取締役会規則」や「職責権限規則」など会社の組織、職務等に必要なルールを定め、適正に職務が行われる体制を整備しました。
  - ・ コンプライアンスに関して遵守事項をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成し、全社員に配布しました。
  - ・ e-ラーニングによるコンプライアンス研修を実施するとともに、社員アンケート「コンプライアンスチェック」を行い、部門毎のコンプライアンスの傾向分析を行うことで、管理者によるコンプライアンス対策が効果的に行えるようにしました。
  - ・ 監査役及び会計監査人との連携のもと、社内の各組織に対して内部監査を実施しました。
  - ・ 内部通報窓口を社内外に設置し、コンプライアンス違反となる事実の発見、是正に取り組む体制を整備・運用しております。
  - ・ 財務報告の信頼性確保のための内部統制の評価体制を整備しました。
- (2) 取締役職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会等の重要な会議の記録や取締役の意思決定に関する情報は、「文書管理規則」その他の社内規則等に基づき、保存・管理しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 事業の目的達成の結果に悪影響を与える様々なリスクに対処するため、リスク管理規則及びマニュアルを制定し、専門部署の設置や各所管部署にリスク管理者を置く等リスク管理体制及び管理手法を整備し、リスク評価結果について経営会議及び取締役会

に報告しました。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・ 取締役会における合理的な判断に資するため、当社の業務執行に関する重要な事項を審議することを目的に定期的に経営会議を開催し、経営課題を審議しました。
- ・ 日常業務のプロセスや確認ポイントを明記した「チェックリスト」を活用することにより、業務が正確かつ効率的に行われるよう、取り組みました。
- ・ 内部統制上の課題について、整理・共有し、課題を計画的に解決するよう取り組みました。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 「グループ会社管理規則」を制定し、グループ会社の業務が適正に行われる体制を整備しました。
- ・ グループ会社に対して内部監査を実施しました。

(6) 監査役の職務の執行のために必要な事項

- ・ 監査役の職務の執行を補助するために、「監査役スタッフ」を設置し、執行機関の使用人との兼務を禁止し、監査役が職務命令、勤務評価を行うなど、監査役スタッフの独立性を確保しております。
- ・ 内部通報があった際には、「内部通報規則」に基づき、内容を監査役に報告しました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,565	流動負債	260,131
現金及び預金	36,447	買掛金	1,042
受取手形及び売掛金	1,273	短期借入金	28,000
未収運賃	7,994	1年内返済予定の長期借入金	20,099
未収金	2,119	コマーシャル・ペーパー	155,998
原材料及び貯蔵品	2,563	未払金	24,821
その他	3,171	未払法人税等	2,931
貸倒引当金	△5	賞与引当金	3,935
固定資産	928,691	環境対策引当金	616
有形固定資産	886,755	その他	22,685
建物及び構築物	742,527	固定負債	185,919
機械装置及び運搬具	71,016	長期借入金	165,317
土地	59,376	環境対策引当金	459
建設仮勘定	8,040	退職給付に係る負債	7,066
その他	5,794	その他の引当金	6
無形固定資産	17,117	その他	13,068
投資その他の資産	24,818	負債合計	446,050
投資有価証券	18,627	(純資産の部)	
繰延税金資産	5,842	株主資本	533,291
その他	357	資本金	250,000
貸倒引当金	△8	資本剰余金	224,251
		利益剰余金	59,040
		その他の包括利益累計額	△3,392
		その他有価証券評価差額金	△1,754
		退職給付に係る調整累計額	△1,637
		非支配株主持分	6,307
		純資産合計	536,206
資産合計	982,257	負債・純資産合計	982,257

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		184,100
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	139,636	
販売費及び一般管理費	9,309	148,945
営業利益		35,155
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	773	
その他	191	965
営業外費用		
支払利息	482	
その他	92	574
経常利益		35,545
特別利益		
固定資産売却益	27	
工事負担金等受入額	3,789	
鉄軌道施設受贈財産評価額	906	
特別債等分担金	2,320	
移転補償金	990	8,034
特別損失		
工事負担金等圧縮額	4,003	
その他	394	4,398
税金等調整前当期純利益		39,181
法人税、住民税及び事業税	10,803	
法人税等調整額	694	11,497
当期純利益		27,683
非支配株主に帰属する当期純利益		577
親会社株主に帰属する当期純利益		27,105



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	250,000	224,549	40,035	514,585
当期変動額				
剰余金の配当			△8,101	△8,101
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,105	27,105
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△298		△298
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	△298	19,004	18,706
当期末残高	250,000	224,251	59,040	533,291

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,844	△59	2,784	6,032	523,402
当期変動額					
剰余金の配当					△8,101
親会社株主に帰属する 当期純利益					27,105
連結子会社株式の取得 による持分の増減				△299	△598
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,599	△1,577	△6,176	574	△5,602
当期変動額合計	△4,599	△1,577	△6,176	274	12,803
当期末残高	△1,754	△1,637	△3,392	6,307	536,206

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

大阪シティバス(株)、(株)大阪メトロサービス、大阪地下街(株)、(株)ドーチカ

### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。なお、一部の構築物及び建物等については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

#### ③ 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

#### ② 鉄軌道事業における工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における建設工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は4,003百万円であり、収用等によるものではありません。

#### ③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額 1,181,513百万円
- 2 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等圧縮累計額 4,767百万円  
なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮記帳累計額は4,767百万円であり、収用等によるものではありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,376,619 株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	8,101	864	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,460百万円  
② 配当金の原資 利益剰余金  
③ 1株当たり配当額 689円  
④ 基準日 2020年3月31日  
⑤ 効力発生日 2020年6月25日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。一時的な余剰資金は、預金など安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃及び未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びコマーシャル・ペーパーは、既存債務の返済や設備投資等に係る資金調達であり、借入金のうち、変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する規程等に従い、営業債権等について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券は株式であり、定期的に時価の把握等を行っております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	36,447	36,447	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,273	1,273	—
(3) 未収運賃	7,994	7,994	—
(4) 未収金	2,119	2,119	—
(5) 投資有価証券	18,607	18,607	—
資産計	66,442	66,442	—
(6) 買掛金	1,042	1,042	—
(7) 短期借入金	28,000	28,000	—
(8) コマーシャル・ペーパー	155,998	155,998	—
(9) 未払金	24,821	24,821	—
(10) 未払法人税等	2,931	2,931	—
(11) 長期借入金 (*)	185,417	185,417	△0
負債計	398,211	398,211	△0

(\*) 長期借入金に1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収運賃、(4) 未収金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券  
これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) コマーシャル・ペーパー、(9) 未払金、(10) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (11) 長期借入金  
長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、残存期間で同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額19百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは大阪府において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)及び賃貸商業施設等を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
24,032	79,064

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準等に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	56,512円81銭
1株当たり当期純利益	2,890円79銭

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2020年4月1日より退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用します。

なお、本移行に伴い、翌連結会計年度に特別利益を計上する予定ですが、金額については現在算定中であります。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表  
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,140	流動負債	256,876
現金及び預金	28,557	短期借入金	28,000
未収運賃	6,531	1年内返済予定の長期借入金	20,000
未収金	2,373	コマーシャル・ペーパー	155,998
貯蔵品	2,351	未払金	24,894
その他の流動資産	2,325	未払消費税等	8,325
貸倒引当金	△ 0	未払法人税等	2,556
		前受運賃	5,102
		前受金	6,192
		賞与引当金	3,471
		環境対策引当金	606
		その他の流動負債	1,729
固定資産	909,816	固定負債	172,960
鉄軌道事業固定資産	877,665	長期借入金	165,000
建設仮勘定	8,183	退職給付引当金	3,976
投資その他の資産	23,967	環境対策引当金	459
投資有価証券	18,626	資産除去債務	1,565
関係会社株式	1,070	その他の固定負債	1,958
繰延税金資産	4,220		
その他の投資等	58	負債合計	429,837
貸倒引当金	△ 8	(純資産の部)	
		株主資本	523,874
		資本金	250,000
		資本剰余金	224,549
		資本準備金	224,549
		利益剰余金	49,324
		その他利益剰余金	49,324
		繰越利益剰余金	49,324
		評価・換算差額等	△ 1,754
		その他有価証券評価差額金	△ 1,754
		純資産合計	522,119
資産合計	951,956	負債・純資産合計	951,956



## 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄軌道事業		
営業収益	161,560	
営業費	130,088	
営業利益		31,471
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	775	
その他	111	886
営業外費用		
支払利息	479	
その他	59	539
経常利益		31,819
特別利益		
固定資産売却益	27	
工事負担金等受入額	3,695	
鉄軌道施設受贈財産評価額	906	
特別債等分担金	2,320	
移転補償金	990	7,940
特別損失		
工事負担金等圧縮額	4,003	4,003
税引前当期純利益		35,756
法人税、住民税及び事業税	9,775	
法人税等調整額	513	10,289
当期純利益		25,467

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		株主 資本 合計
		資本 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	250,000	224,549	31,959	31,959	506,508
当期変動額					
剰余金の配当			△ 8,101	△ 8,101	△ 8,101
当期純利益			25,467	25,467	25,467
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			17,365	17,365	17,365
当期末残高	250,000	224,549	49,324	49,324	523,874

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,844	509,353
当期変動額		
剰余金の配当		△ 8,101
当期純利益		25,467
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 4,599	△ 4,599
当期変動額合計	△ 4,599	12,766
当期末残高	△ 1,754	522,119

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。また、構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

### (4) 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

## 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (2) 鉄軌道事業における工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における建設工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当会計年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は4,003百万円であり、収用等によるものではありません。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	1,135,659	百万円
2	事業用固定資産の内訳		
	有形固定資産	861,130	百万円
	土地	58,026	百万円
	建物	105,483	百万円
	構築物	622,024	百万円
	車両	42,016	百万円
	機械装置	28,632	百万円
	その他	4,946	百万円
	無形固定資産	16,535	百万円
3	偶発債務		
	併存的債務引受による連帯債務	18	百万円
4	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	856	百万円
	短期金銭債務	944	百万円
5	固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等圧縮累計額	4,501	百万円
	なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮記帳累計額は4,501百万円であり、収用等によるものではありません。		

(損益計算書に関する注記)

1 営業費の内訳

運送営業費	70,320	百万円
一般管理費	7,005	百万円
諸税	11,525	百万円
減価償却費	41,236	百万円

2 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	3,835	百万円
営業費用	3,083	百万円
営業取引以外の取引による取引高	2	百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生は資産除去債務であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	大阪市	(被所有)直接100%	特別債等分担金受入等	特別債等分担金の受入額	2,320	—	—

(注) 1 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

特別債等分担金の受入については、大阪市と締結した協定書に基づき、特別債等の繰上償還時点で未交付の金額を分担金として受け入れているものであります。

2 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	中村 和浩	—	当社常務取締役、(株)スルッとKANSAI代表取締役	交通系ICカードによる運賃精算の受入	55,918	未収運賃	3,931

(注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等相当額を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

交通系ICカードによる運賃精算の受入については、(株)スルッとKANSAIにおいて、交通系ICカード利用に伴う乗車料金等の精算業務を一元的に行っているものであり、当社利用実績にもとづく乗車料金を受け入れているものであります。

3 (株)スルッとKANSAIとの取引は、いわゆる第三者のための取引であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	55,683円15銭
1株当たり当期純利益	2,716円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2020年4月1日より退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用します。

なお、本移行に伴い、翌事業年度に特別利益を計上する予定ですが、金額については現在算定中であります。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

大阪市高速電気軌道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪市高速電気軌道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

大阪市高速電気軌道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 新型コロナウイルス感染症については、経営に重大な影響を与えるリスクであり、各部門において一定これまで対応を行っているところですが、2020年度においても影響があることから、継続的に注視してまいります。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

大阪市高速電気軌道株式会社 監査役会

常勤監査役 京 極 務 印

社外監査役 小 川 泰 彦 印

社外監査役 山 口 利 昭 印